

平成27年度 県立麻生高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立麻生高等学校事故防止会議

趣旨

県立麻生高等学校不祥事ゼロ運動は、県民の要請や期待を裏切る様々な偶発的な事故と特に不祥事の未然防止を図るため、職員それぞれの課題の抽出と、課題ごとの目標設定及び目標達成のための具体的行動計画を定めるものである。職員全員参加で、このプログラムを作成し、継続的に実施、検証を行う。

1 実施責任者

県立麻生高等学校不祥事ゼロ運動の実施責任者は、校長とし、副校長、教頭及び総括教諭がこれを補佐し、職員全員で協働する中で継続的に実施、検証を行う。

2 目標及び行動計画

不祥事の未然防止を図るため、教育公務員としての自覚や倫理意識の醸成を図る。不祥事防止のために取り組むべきテーマを本校の現状に適合させて抽出し、課題として全職員で定める。学年・グループ・教科等のグループや企画会議・職員会議等を利用した研修会・意見交換会を実施し、事故防止・特に不祥事防止に対する意識を高め、県民の要請や期待に応えるためには何が課題なのかを考えつつ、実践力の向上を図る。さらに学校評議員やPTA役員等からの意見聴取に努めながら不祥事防止のための取り組みを継続的に実践し、実践後の検証を随時行う。職員一人ひとりの心に根付く対策を、PDCAサイクルを繰り返すことで継続的に積み重ねていく。

県立麻生高等学校 重点行動計画

① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

《 目標 》

法令違反や違法薬物などの使用は、高い倫理意識を求められる教育公務員としてあってはならないことであり、職員行動指針の内容を改めて周知徹底し、公務外非行を防止する。

《行動計画》

- i 平成28年2月に公務外非行を防止するため、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

② セクハラ、わいせつ行為の防止

《 目標 》

セクハラ、わいせつ行為を防止するため、自己啓発を徹底する。

《行動計画》

- i 平成27年12月にわいせつ・セクハラ行為を防止するためについて、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

③ 体罰、不適切な指導の防止

《 目標 》

生徒への体罰、不適切な指導防止のため、常に生徒理解に努め、生徒の実態に合った適切な指導が行われるように自己啓発を徹底する。

《行動計画》

- i 平成27年6月と11月に体罰、不適切な指導を防止するため、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。平成27年8月には外部講師を招き、体罰の防止に向けた校内研修会を行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

④ 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

《 目標 》

生徒の成績処理、進路関係書類の作成にあたり点検を徹底し、事故防止のための体制作りを行う。

《行動計画》

- i 平成27年5月、7月、10月に成績処理、調査書作成、進路指導での事故を防止するため、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

*原則として毎月2回ある職員会議のうち1回は、必ずその冒頭に不祥事防止研修会を実施し、事故不祥事防止の啓発活動を行う。

検証方法の設定

プログラムに定めた行動計画に対し、目標がどの程度達成されたか一定期間で検証を行うよう定める。

3 プログラムの実行及び検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成27年10月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成27年11月中に補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成28年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成28年2月中に補完措置を講じる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成28年3月初旬までに実施状況を確認すると共に、各目標達成状況について自己評価を行う。その結果、新たな目標設定・修正が必要な場合には、平成28年度の県立麻生高等学校不祥事ゼロプログラムの目標として策定する。

4 実施結果

3(3)の最終検証を踏まえ《実施結果》を取りまとめ、教育委員会不祥事防止会議事務局（教育局行政課）あてに報告する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的な方策・手続き等については、県立麻生高等学校事故防止会議がこれを行う。

平成27年度 県立麻生高等学校 不祥事ゼロプログラム検証結果

趣旨

県立麻生高等学校不祥事ゼロ運動は、県民の要請や期待を裏切る様々な偶発的な事故と特に不祥事の未然防止を図るため、職員それぞれの課題の抽出と、課題ごとの目標設定及び目標達成のための具体的行動計画を定めるものである。職員全員参加で、このプログラムを作成し、継続的に実施、検証を行う。

1 実施責任者

県立麻生高等学校不祥事ゼロ運動の実施責任者は、校長とし、副校長、教頭及び総括教諭がこれを補佐し、職員全員で協働する中で継続的に実施、検証を行う。

2 目標及び行動計画

不祥事の未然防止を図るため、教育公務員としての自覚や倫理意識の醸成を図る。不祥事防止のために取り組むべきテーマを本校の現状に適合させて抽出し、課題として全職員で定める。学年・グループ・教科等のグループや企画会議・職員会議等を利用した研修会・意見交換会を実施し、事故防止・特に不祥事防止に対する意識を高め、県民の要請や期待に応えるためには何が課題なのかを考えつつ、実践力の向上を図る。さらに学校評議員やPTA役員等からの意見聴取に努めながら不祥事防止のための取り組みを継続的に実践し、実践後の検証を随時行う。職員一人ひとりの心に根付く対策を、PDCAサイクルを繰り返すことで継続的に積み重ねていく。

県立麻生高等学校 重点行動計画

① 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底）

《 目標 》

法令違反や違法薬物などの使用は、高い倫理意識を求められる教育公務員としてあってはならないことであり、職員行動指針の内容を改めて周知徹底し、公務外非行を防止する。

《行動計画》

- i 平成28年2月に公務外非行を防止するため、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

《検証結果》

- ・平成28年2月に教育委員会不祥事防止職員啓発資料などを用いて「教職員の自覚」として職員全体に対して、具体的な事例をあげながら注意喚起を行った。
- ・地方公務員法で定められている様々な義務について確認を行い、教員はさらに教育公務員特例法で厳しい制限があることなどの説明があった。防止のためには風通しの良い職場環境作りが必須であることなどが示された。
- ・法令遵守のための不祥事防止のセルフチェックの説明を行い、一人ひとりが意識改革を行うように職員全体に注意喚起がされ、職員全員がセルフチェックを実施した。

② セクハラ、わいせつ行為の防止

《 目標 》

セクハラ、わいせつ行為を防止するため、自己啓発を徹底する。

《行動計画》

- i 平成27年12月にわいせつ・セクハラ行為を防止するためについて、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

《検証結果》

- ・平成27年12月に「ストップ！ザ・セクシャル・ハラスメント」と職員の意識啓発のための研修会を実施した。「セクシャル・ハラスメント」について教育委員会不祥事防止職員啓発資料を用いて具体的事例をあげての説明を行った。

- ・セクハラ・セルフチェックシートによって職員各自のセクハラに対する意識の確認をするように伝えられた。生徒からの相談を受けた時の対応について職員一人ひとりの具体的な心構えを確認した。

③ 体罰、不適切な指導の防止

《 目標 》

生徒への体罰、不適切な指導防止のため、常に生徒理解に努め、生徒の実態に合った適切な指導が行われるように自己啓発を徹底する。

《行動計画》

- i 平成27年6月と11月に体罰、不適切な指導を防止するため、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。平成27年8月には外部講師を招き、体罰の防止に向けた校内研修会を行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

《検証結果》

- ・平成27年6月に「体罰防止にむけて」という内容で不祥事防止啓発資料をもとにして、普段の指導の中で日常的に起こり得ることとして研修を行った。
- ・セルフチェックシートを用いて、各自が日頃の行動を振り返り、常に自省の念を持つことの重要性を指摘説明した。
- ・部活動の指導などでは、一人の教員が責任を背負い込まずに常に複数で指導に当たるなど、体制面で配慮すべきことについて説明した。
- ・平成27年8月に「体罰の防止について」というテーマで外部講師として教育センター専門員の講師を招き、校内研修会を実施した。最初に最近の懲戒処分の推移、前年度の懲戒処分の具体的内容、公務員に対する処分などについて講話があり、体罰の防止には根本的な意識の変革が求められており、求められる教員像を自覚することが大切であるという説明がされた。
- ・平成27年9月に学校長が体罰について職員全体に対して、具体的な事例をあげながら説明を行った。些細な身体的接触でも体罰ととられる事例や口頭での注意の際に注意すべき点などについて注意を行った。職員全員が自分の行動を振り返りつつ、一人ひとりの生徒に即した対応を行うように指示がされた。

④ 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

《 目標 》

生徒の成績処理、進路関係書類の作成にあたり点検を徹底し、事故防止のための体制作りを行う。

《行動計画》

- i 平成27年5月、7月、10月に成績処理、調査書作成、進路指導での事故を防止するため、職員の意識啓発のための研修会を全職員で行う。
- ii 職員啓発資料等に基づき研修会を全職員参加で実施する。

《検証結果》

- ・平成27年5月に成績処理について研修を実施した。年度当初の科目名や単位数の登録時の入力ミスやテストの素点記録段階のミスがないよう注意喚起があった。職員一人ひとりが自分の使命と役割を自覚して確認点検作業を怠らないよう具体的手順を示しながら説明がされ、事故防止の重要性について職員全体に説明があった。
- ・平成27年7月にヒヤリハットの事例をとりあげ、事故防止のための対応について研修会を実施した。職員全員が事故の原因、防止対策を確認することで事故を防止するように注意がされた。管理職より「県立学校重点課題総点検」の実施について説明がなされ、職員一人ひとりが質問紙に回答する旨説明がされた。